

子ども・子育て支援システム標準化検討会等の運営について

1. 代理出席について

子ども・子育て支援システム標準化検討会（自治体分科会、ベンダ分科会を開催する場合はこれを含む。以下「検討会等」という。）の構成員は、会議に出席できない場合又は座長が認める場合は、所属団体から代理の者を出席させるものとする。

2. 議事・議事概要について

検討会の議事は非公開とする。議事概要は、発言者名等を付さない形で作成した上で、会議開催後速やかにこども家庭庁ホームページに掲載することで公表する。

3. 配布資料について

検討会の配布資料は、原則として、会議開催後速やかにこども家庭庁ホームページに掲載することで公表する。

ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

4. その他

上記の他検討会等の運営に必要な事項は、座長が定める。